オ　引き続き、市区町村における「ＤＶ被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第２項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」（平成24年３月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）事務連絡）に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」（平成27年３月31日付け法務省民事局民事第二課長通知）等に基づく取組及び「ＤＶ被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」（平成25年９月20日付け法務省民事局商事課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【法務省】（２―60）

カ　運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年７月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年１月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【国土交通省】（２―61）

⑿　教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供する事業者に対して、その従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられる。具体的な措置の内容等については、関係省庁とも連携しつつ、有識者会議での議論を踏まえて令和８年１月にガイドラインを策定したところであり、同年12月の施行に向け、対象となる事業者、従事者、こどもや保護者をはじめとする国民への制度の周知広報を本格化する。特に従事者に対する研修については、全ての従事者が、こどもの権利を理解し、児童への性暴力加害の抑止や、性暴力の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深めることができるよう、調査研究を踏まえて研修教材を策定し、その周知を図る。【こども家庭庁】（２―62）

重点課題第３　刑事手続等への関与拡充への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとっての希望である上、その被害の回復に不可欠である。また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面がある。「事件の当事者」である犯罪被害者等が、一連の刑事手続等の中で「知りたい」、「関わりたい」等の思いを抱くのは当然であるといえる。

政府としては、このような認識の下、第１次基本計画の策定当初から第４次基本計画に至るまで、各種施策を講じてきた。その代表的なものの一つが、刑事裁判における被害者参加制度の導入である。これをはじめとした各種取組により、「刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていない」と批判されていた従来の状況の改善が図られてきた。

また、公判の場面のみならず、加害者の処遇においても、犯罪被害者等の関与拡充や配慮の取組は着実に進展してきた。令和４年の関連する各種法律の改正等により、刑の執行段階等と保護観察の両場面で犯罪被害者等の心情等を踏まえた、加害者の処遇の充実が図られ、刑の執行段階等や保護観察において犯罪被害者等の心情等を考慮すること（刑事収容施設法第85条第１項、少年院法第23条の２第１項及び更生保護法第３条）が明確化され、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度[11]等が整えられた。さらに、刑法の改正（令和７年６月１日施行）に伴い、新たな刑として拘禁刑が創設されることとなり、個々の受刑者の特性に応じて、「被害者の視点を取り入れた教育」を含む改善指導等の改善更生に必要な作業と指導を柔軟に組み合わせてきめ細やかな処遇を実施することが可能となった。

このように、第１次基本計画から取り組んできた本重点課題に係る取組には一定の進展がみられ、犯罪被害者等が置かれた状況は改善している。

しかし、今もなお犯罪被害者等からは、制度及び運用の両面から、本重点課題に関連する要望が寄せられており、また、新たに開始された制度についても運用上の課題や懸念を指摘する声がある。さらに、少年保護事件や医療観察制度の対象事件については、それぞれ少年の健全育成、医療観察制度の対象となる加害者（以下「医療観察対象者」という。）の病状の改善や社会復帰といった各制度の目的がある一方で、犯罪被害者等からは、加害者の年齢や事情に関わりなく、理不尽に犯罪被害に遭った事実には変わりがなく、「事件の当事者」としてのふさわしい関与や配慮を求める声が寄せられている。

以上を踏まえ、各種刑事手続等が、国家・社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成、医療観察対象者の病状の改善や社会復帰等の様々な要請に応えるものでなければならないことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会を拡充するための検討を進めていく。

２　具体的施策の方向性

⑴　捜査、公判等の段階における関与等

ア　公判前整理手続

㋐　犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方

犯罪被害者等からは、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に参加できる制度を設けるべきとの要望がある。その背景としては、個々の事件に関して、起訴されてから公判期日までの間に何が行われ、どのような議論の結果、公判における審理計画が決められたのかを知りたいということや、公判期日に犯罪被害者等が参加するに当たっての十分な準備のために必要であるということ等が挙げられている。

現行の刑事訴訟制度の基本構造は、検察官が訴因を設定して、事実に関する主張・立証を行う一方、被告人・弁護人がこれに対する防御を行い、これらを踏まえて公正中立な裁判所が判断を行うものである。被害者参加制度は、このような基本構造を維持しつつ、これを損なうことのない範囲で犯罪被害者等が刑事裁判に参加することを認めるものである。その上で、公判前整理手続は、事件の争点及び証拠の整理等の公判準備をするためのものであるところ、これに犯罪被害者等が実質的に参加する、すなわち、事件の争点及び証拠の整理等について犯罪被害者等が裁判所に対して意見を述べ得ることとした場合には、犯罪被害者等が、事件の争点等の整理に関与することとなり、現行の刑事訴訟制度の基本構造に変容をもたらし得ることから、犯罪被害者等が公判前整理手続に実質的に参加することができることとする制度を設けることについては慎重な検討を要する。

他方で、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に在席できるようにすべきであるとの要望も見られるところ、これについては、在席すること自体が刑事訴訟制度の基本構造を変容させるものとは必ずしも考えられない上、これにより、犯罪被害者等又はその代理人弁護士と検察官との間の意思疎通の円滑化に資するほか、公判前整理手続においてどのようなことが行われているのかを知りたいという犯罪被害者等の要望にもかなうものと考えられる。現在も、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合において、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認